

No.	⑤-18		R7当初予算額	28,460 百万円
事業名	中山間地域等直接支払交付金		府省庁名	農林水産省
概 要	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。 このため、農業者等に中山間地域と平地地域の農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動の継続を図る。			
支援対象	①農業者の組織する団体等 ②地方公共団体	補助率	①定額 ②定額	
対象事業	1. 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地地域との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進活動を支援。			
支援内容	1. 中山間地域等直接支払交付金（定額補助） 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 草地 急傾斜 10,500 円/10a 緩傾斜 3,000 円/10a 採草放牧地 急傾斜 1,000 円/10a 緩傾斜 300 円/10a 等 ただし、地方公共団体が1／2相当を負担（特認地域にあっては、2／3） 2. 中山間地域等直接支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村が推進に必要な現地指導及び現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R5 佐渡島、壱岐島など			
備 考	対象となる地域及び農用地：地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地。			
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	TEL 03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			